

RM&FP NEWS LETTER



リスクマネジメント＆ファイナンシャルプランニング

2009年 9月 第66号

By FP Compass

◇エコカー普及で人身事故多発？

環境対策としての補助金の効果でHV（ハイブリッドカー）が売られています。

ある車種では納車が来年の4月以降ということで、その売れ行きは昨今の暗いニュースの中、明るい話題となっています。

その他、二酸化炭素を全く排出しない究極のエコカー、EV（電気自動車）も脚光を浴びてきています。

企業のCSRや個人の環境意識の志向により、このトレンドはますます強まるものと思われます。

しかし、環境対策が進むほどに、今まで考えられないリスクが表面化しました。

それは、HVやEVは低速走行時の走行音がほとんどしないという特性があります。

音が静かなことは環境にも優しいといった良い面がありますが、同じ路面にいる歩行者や自転車搭乗者には音が聞こえにくいため全く聞こえないという悪い面もあります。

最近の報道番組で、目隠しされた歩行者が後ろから近づくHVに、いつ気づくかという実験を公開していました。

ほとんどが真横に来るまで気づきませんでした。中には車両が通り過ぎてから気づいた人もいました。

この実験を見て、これからHVやEVに絡んだ人身事故の多発が予想されると直感的に感じました。

特に、歩行者や自転車搭乗者は左右前後の確認をほとんどしないで、右折左折、方向転換、車線変更等を急に行う事がしばしば見受けられます。

歩行者や自転車搭乗者は免許証制度がありませんので、道路交通法やルールに対し、学ぶ機会もほとんどありませんし、それらを教える人もほとんどいないのが現状です。

そのような状況下でも、民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準が、歩行者や自転車搭乗者に若干甘めになっています。

これは交通弱者救済という目的、思想があるものと思われます。

しかし、歩行者などにも過失があれば、厳然たる過失が認定され、歩行者イコール無過失とはなりません。

自動車保険の対人保険では、歩行者などの過失部分は厳格に減額します。

歩行者側に自分の過失を認め、過失相殺という概念があれば事故解決はスムーズとなるでしょうが、自分の過失を認識せず、被害者意識が過剰になると解決の糸口をつかむことが困難になります。

事故解決が困難になると様々な弊害が発生します。

示談(和解交渉)が長期化することにより、精神的、経済的負担と、時間の大幅なロス(損失)が発生します。

また、状況にもよりますが、警察や検察または裁判所においては、被害者に対する誠意ある対応をしているかを重要視しています。

事故に対する反省を含めた誠意ある対応次第で、いわゆる「心証」を良くしたり悪くしたりすることがあります。

それにより、行政罰(違反点数、免許停止や免許取り上げなど)の期間短縮や刑事罰(罰金、禁固、懲役刑など)の量刑軽減・執行猶予などに影響を及ぼします。

損害賠償などの民事上の解決次第で行政罰、刑事罰に影響を与えるのではあれば、相手側とはいち早く示談を終えて心証を良くした方が得策といえます。

しかし、民事上の交渉にはお金という解決手段の手当が必要となります。

従来の自賠責保険の補償範囲を超えたときに対応する対人保険では、相手側である歩行者等の過失により、減額されることは前述したとおりですが、それを減額しない仕組みを持った任意保険があります。

「対歩行者等傷害特約」という特約が付いている場合、歩行者などの過失にかかわらず、損害額を全額補償するというものです。

保険金額(補償金額)の上限額が同自動車保険に付いている人身傷害保険の保険金額までとなっていますので、人身傷害保険の保険金額には充分配慮が必要です。

できれば無制限の補償となれば安心感も大きいと思います。

ただし、10月以降の契約、または更新の場合は、対人保険の保険金額が上限となりますので、ほとんどの方は「対歩行者等傷害特約」は「無制限」補償となります。

過失にかかわらず補償されるということは示談交渉もスムーズに行いややすくなり、早期の解決に一役買います。

また、相手が近所の子どもさんだったり、事業や商売を営んでいる方は、地域の評判を落としかねない事態を避けるためにも、有効な特約ではないかと思います。

◇水害、地震などの災害列島日本

今年も大雨による洪水や土石流による被害が数多く発生しました。

山口県の特別養護老人ホームの建物が一瞬に土石流で埋まったり、兵庫県では橋梁や建物、自動車などが流されるといった映像が毎日のように報道されました。

群馬県館林市で発生した竜巻では大きな被害を受けました。住宅や作業所など25棟が全壊、33棟が半壊、一部損壊は361棟にものぼりました。

さらに、地震まで頻繁に発生し、特に静岡地震では住宅半壊3棟、一部損壊6466棟、官公庁などは182棟、倉庫や車庫は28棟が被害を受けました。

これらテレビ等で報道されている悲惨な災害、特に「水」「風」「地震」に対する備えは万全であると自信を持って言えるでしょうか?

大事な住宅や車両が水に流された時、風

で飛ばされた時、地震で壊れた時、あなたの火災保険では補償されるのでしょうか。

もし心配であったり、補償されないときはご相談して下さい。

火災保険や火災共済ではその保険金額、共済金額に過不足がないかということと、補償の範囲が充分(水災100%実損補償であるか)、地震保険が付いているかをチェックすることが大事といえます。

わたしたち保険代理店は、ご契約者様が様々な災害を被った時にいかに救えるかに大きな使命を感じておりますので、最新の最も進んだ補償の仕組みを提供したり、情報提供することを心がけております。

◇住宅ローンアドバイザー 継続講習に参加して

去る7月15日、東京の住宅金融支援機構本店にて、上記の講習に参加をしました。

住宅ローンアドバイザーとは、公正中立的な立場で、住宅ローンの相談に応じたり、情報提供を含む啓蒙活動をすることが業務とされています。

この資格は3年ごとに更新制度があり、講習を受講するか、筆記試験を自宅などで受験するか選ぶことが出来ます。

私は、前者の講習会を選択して、一番近い東京にて受講しました。

講習の一つ目は「長期優良住宅普及と促進に関する法律の解説と新しい住宅政策の展開」というタイトルで、元国土交通省政策統括官、住宅政策課長の浅間一夫氏(現住宅金融普及協会会长)の講習でした。

さすが元政策課長だけあって、今後の住宅政策を淀みなく語っていました。

終戦直後の住宅不足からスタートし、ほぼ当初の目的は達成されましたが、質の高くなき住宅のため住宅価値の急激な低下が起こり、結果的に住宅寿命が短く、より多くの建築材料を消費し、それにより建築廃材などの環境問題にまで及んできました。

今後、長期優良住宅の普及と促進が図られることにより、住宅寿命が飛躍的に延び、環境負荷を下げ、住宅の性能評価など国のお墨付きをもらえば住宅所有者にとって、安心・安全をもたらすだけではなく、住宅時価額の安定性が増し、投資効果が高まり、資産価値の高い住宅という一面もでできます。

もう一つの講習は、FPでおなじみの紀平正幸氏の「住宅ローンアドバイザーに求められるもの」でした。

FPらしい展開で、老後の生活資金から、無理のないローン返済、ボーナス返済の危険性、金利上昇リスク、ライフプランに合ったローン返済プラン、ローン選びのポイント、収入が減る時代における組み方、家族形態別の組み方、住宅ローン減税など実践的な内容で大変参考になりました。

特に、あの紀平さんでも、ご自身が組まれた変動金利型住宅ローンで金利上昇による未払い利息が発生し、大変苦労した話をされたことに驚きました。

変動金利型ローンは、6ヶ月に一度金利を見直します。しかし、ローン返済額は5年間変わらないので、金利上昇が大きい時は返済額の中の元金が少なくなったり、あるいは

本来支払額が多くするべきところ、5年間の形式上の返済額が固定されているために、利息の一部が返済に回らず、未払い利息が発生することになります。

これは現時点では見かけ上、影響はないようと思われますが、元金の返済は全く無くなる状況下が続ければ、未払い利息や、未払い元金が膨れあがり、ローン返済最終回に「バルーン償還」という高額の一括返済が待っています。

目前の低金利に惹かれた結果は大変重く辛いものになります。

変動金利型は金利が低下するような状況では有効となります、金利が史上まれに見る低金利下、さらに金融機関特有の優遇金利(1%以下もあります)が採用されているものほど、未払い利息が発生する可能性が高くなります。

変動金利の低金利を享受したいのであれば、全期固定金利などを併用して、金利変動によるダメージを軽減させることも考える必要があります。

住宅ローンを組む時のポイントは、目先の金利だけにとらわれないで、金利上昇にも耐える事ができるプランにするべきです。

◇保険相談会のご案内

当社主催による生命保険・損害保険相談会を下記の通り開催しますので、ご希望の方は電話、Eメールまたはファックスにてご予約してください。住宅ローン相談もOKです。

日時：平成21年9月 5日（土）

9月12日（土）

9月26日（土）

10月17日（土）

10月24日（土）

各日程の * 10:00～

*** 13:00～**

*** 15:00～**

*** 17:00～**

*** 19:00～**

各90分程度の相談時間となります。

場所：FPコンパス店舗内

会費：無料

◇プレゼントコーナー

住宅金融普及協会が発行している「住まいの管理手帳」を読者の方先着10名様にプレゼントします。日頃の住宅の手入れ方法を一冊にまとめた便利で優れものです。

ただし、戸建て用編となります。

電話でお申し込み下さい(担当:多田)

発行者 有限会社 FPコンパス

武田幸夫 藤井義容 大木隼人 木村正照 阿部 信 工藤 進 大西忠兵衛
阿部 尊 高橋治子 佐藤豊彦 佐藤和一 浅見洋子 阿部浩和 深瀬幸子
多田恵子 土赤 妙 鈴木由美子

〒994-0063 山形県天童市東長岡2-1-34-103

TEL 023-658-3512 FAX 023-658-3513

E-mail postmaster@fpcompass.co.jp